特別養護老人ホーム「藤里」指定短期入所生活介護

重要事項説明書

（令和７年４月１日改定）

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

１　事業の目的と運営方針

社会福祉法人秋田虹の会（以下「事業者」という。」が開設する特別養護老人ホーム「藤里」ショートステイ（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人秋田虹の会
所在地	〒018-3204　秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂2番地1
代表者	理事長　桜田　星宏
設立年月日	昭和６２年５月３０日
電話番号	０１８５－７９－１２３４

３　事業所の概要

(1)　事業所の概要

事業所	特別養護老人ホーム「藤里」ショートステイ
指定番号	0572205920
所在地	〒018-3204　秋田県山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢92番地
管理者	施設長　村上　　訓
開設年月日	平成３年６月１日
電話番号	０１８５－７９－１２００
ＦＡＸ番号	０１８５－７９－２４５０
送迎範囲	藤里町・能代市（旧二ツ井町）

(2)　設備の概要

居室	４人部屋（２室） ３人部屋（２室） １人部屋（２室）
食堂	利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	必要に応じて各所に設けます。

医務室	利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
機能訓練室	利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	相談等を行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・介護職員室 ・看護職員室 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

⑶　事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	１名　　（特養兼務）
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	１名　　（特養兼務）
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	１名以上（特養兼務）
介護職員	介護業務	２２名以上（特養兼務）
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	６名以上（特養兼務）
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	１名以上（特養兼務）
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	１名以上（特養兼務）
事務員		１名以上（特養兼務）

⑷　営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
定員	１６名

４　サービスの概要

⑴　介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「５　利用料等」をご確認ください。

①　短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して４日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が４日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

②　介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア　適切な方法により、一週間に２回以上、入浴又は清拭を行います。

イ　適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

ウ　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。

エ　離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

オ　常時１人以上の介護職員を介護に従事させます。

カ　利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

③　食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

ア　朝食　　７時３０分～　８時３０分

イ　昼食　１２時００分～１３時００分

ウ　夕食　１７時３０分～１８時３０分

④　機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑤　健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

利用期間中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応していただきます。

⑥　相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑵　介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

①　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

②理美容サービス

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。（料金は理美容業者へお支払いいただきます。）

５　利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本料金

			単位数/日 (1単位10円)	費用額/日 〈10割〉	利用者負担額/日 １割	 ２割	 ３割	連続61日以上 利用の場合 単位数/日
併設型	併設型 短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護１	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円	573単位
		要介護２	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円	642単位
		要介護３	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円	715単位
		要介護４	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円	785単位
		要介護５	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円	854単位
	併設型 短期入所生活介護費(Ⅱ) (多床室)	要介護１	603単位	6,030円	603円	1,206円	1,809円	573単位
		要介護２	672単位	6,720円	672円	1,344円	2,016円	642単位
		要介護３	745単位	7,450円	745円	1,490円	2,235円	715単位
		要介護４	815単位	8,150円	815円	1,630円	2,445円	785単位
		要介護５	884単位	8,840円	884円	1,768円	2,652円	854単位

(2)　加算料金等

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。
また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】		単位数	費用額 〈10 割〉	利用者負担額 １割	 ２割	 ３割
①　看護体制加算	(Ⅰ)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
	(Ⅱ)	8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円
②　夜勤職員配置加算	(Ⅲ)	15 単位/日	150 円	15 円	30 円	45 円
③　利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184 単位/片道につき	1,840 円	184 円	368 円	552 円
④　緊急短期入所受入加算		90 単位/日	900 円	90 円	180 円	270 円
⑤　サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円
⑥　介護職員等処遇改善加算	(Ⅲ)	1 月につき所定単位数の 11.3%増				
⑦　生産性向上推進体制加算	(Ⅱ)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円

①　看護体制加算
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

②　夜勤職員配置加算
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置されている場合（Ⅰ）
看護との連携が 24 時間確保されている場合（Ⅱ）

③　利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）
利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

④　緊急短期入所受入加算
居宅サービス計画において、計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

⑤　サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

⑥　介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みづくりや、職場環境の改善が図られている場合

⑦　生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑶　その他の費用

①　食事の提供に要する費用

ア　基本料金　１日当たり　１，４４５円

（朝　４２１円、昼　５２２円、夕　５０２円）

イ　入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず１日の額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

②　滞在に要する費用

基本料金　入所・退所の時間にかかわりなく１日当たり　９１５円（個室　１，２３１円）

③　利用者又は代理人が選定する特別な食事の提供に要する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担するものとします。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

④　理美容代

実費　２，５００円（理美容事業者へ直接お支払いください。）

⑦　その他

・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用

実費（材料代等の実費をご負担いただきます。

〈居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

令和６年８月１日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

【令和６年７月31日まで】

（日額）

対象者		区分 利用者 負担	居　住　費		食　費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階１	０円	320円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階２	370円	420円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階３①	370円	820円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階３②	370円	820円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階４	855円	1,171円	1,445 円

【令和６年８月1日より】

（日額）

対象者		区分 利用者 負担	居　住　費		食　費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階１	０円	380円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階２	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階３①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階３②	430円	880円	1,360 円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階４	915円	1,231円	1,445 円

６　利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月の１５日までに請求いたしますので、請求された月の２０日までに、下記指定口座にお振込み下さい。

指定口座銀行名　　秋田銀行 藤里支店

口　座　番　号　（普通）　口座番号　３８０６７

振 込 名 義 人　社会福祉法人秋田虹の会　特別養護老人ホーム「藤里」

７　サービスの中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、

又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

８　代理人について

(1)　代理人の職務は、次の通りとします。

①　利用者に代わって又は利用者とともに、契約書に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

②　利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

９　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

①　利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

②　利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

①　決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等

②　従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

③　事業所内での金銭及び食物等のやりとり

④　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

⑤　従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

⑥　その他決められた以外の物の持ち込み

10　緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明

をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

15　守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者：中西江里子（介護係長兼生活相談員）

ご利用時間：月～金曜日　９時００分～１６時３０分

ご利用方法　　電話　０１８５－７９－１２００

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

藤里町町民課

秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴８番地

電話番号：０１８５－７９－２１１１

能代市二ツ井地域振興局

秋田県能代市二ツ井字上台１－１

電話番号：０１８５－７３－５５００

秋田県国民健康保険団体連合会介護保険課

秋田県秋田市山王４－２－３

電話番号：０１８-８６２－３８５０

※第三者委員　　氏名　桂田　　強　　電話番号　０１８５－７９－２１３４

氏名　塚本　誠子　　電話番号　０１８５－５８－４４９１

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談に乗っていただける委員です。

17　緊急時の連絡先

緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにそ

の損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合